

4. 広域応援関連

資料 4-1 災害時における相互応援協定

災害時における相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、いわき市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村（以下「関係市町村」という。）の区域において災害が発生した場合に、被災した市町村長からの要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について次のとおり定める。

(応援の種類等)

第2条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受け入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 災害の発生により関係市町村の応援が必要であるときは、次に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、電話等により応援の要請ができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号の掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

4. 広域応援関連

第4条 応援の要請を受けた関係市町村は、当該応援の要請に応ずるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は原則として、応援を要請した関係市町村が負担するものとする。

2 応援を要請した関係市町村が、前項に規定する経費を直ちに支出することが困難せある旨の申し出を行った場合には、応援を要請された関係市町村は、当該経費を一時支弁するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる応援の要請に関する事項の確実かつ円滑な連絡を図るため、関係市町村に連絡責任者をおく。

2 連絡責任者は、関係市町村の消防防災事務を担当する課長とする。

(災害対策連絡会議の設置)

第7条 関係市町村は、災害の発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置するものとする。

2 連絡会議は、定期的及び必要に応じて随時開催し、応援のあり方、協定の見直し等について協議するほか、地域防災計画その他参考資料を相互に提供するものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、他の市町村等の相互応援に関する協定及び消防の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(雑則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又は協定に定めのない事項については、関係市町村が協議して別に定める。

この協定を証するため、この協定書を9通作成し、関係市町村がそれぞれ署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成11年3月25日

いわき市長 四 家 啓 助
広野町長 大和田 清 人

4. 広域応援関連

檜葉町長	草野	孝
富岡町長	遠藤	勝也
川内村長	渡辺	尊之
大熊町長	志賀	秀朗
双葉町長	岩本	忠夫
浪江町長	叶	幸一
葛尾村長	松本	充秀

4. 広域応援関連

資料 4-2 災害時相互応援協定（会津美里町）

災害時の相互応援協定

会津美里町と檜葉町は、地震等による災害が発生した場合において、両町相互の消防力を活用して、災害における被害の軽減及び、被災地では十分に被災者の救護等の応急措置が実施できない場合に応援を要請し応急措置等を遂行するために必要な事項について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は次のとおりとする。

- （1）災害における被害軽減のための消防団の派遣
- （2）食糧、飲料水及び生活必需物書（1市6町2村）
資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （3）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急等に必要な資機材及び物資の提供
- （4）救護及び救出活動に必要な車両等の提供
- （5）救護及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- （6）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（連絡窓口）

第2条 両町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは速やかに相互の連絡をするものとする。

（応援の要請手続）

第3条 応援を受けようとする側は、次の事項を明らかにして、電話、電信又はメールにより要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況
- （2）第1条第1号に掲げるものの人員
- （3）第1条第2号から第4号までに掲げるものの品名、数量等
- （4）第1条第5号に掲げるものの職種別人員
- （5）応援の場所及び応援場所への経路
- （6）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援部隊）

4. 広域応援関連

第4条 応援に出動する隊数は、原則として応援を受ける側から要請された隊数とする。

(指揮系統)

第5条 応援出動した部隊は、応援を受ける側の現場の最高指揮者の指揮に従うものとし、その指揮は、応援部隊の長に対し行うものとする。

(活動等の報告)

第6条 応援出動した部隊の長は、現場到着及び引揚げの時刻並びに防災活動の状況を応援を受けた側の現場の最高指揮者に報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した経費の負担は、法令その他別に定めるものを除くほか、次に定めるところによる。

- (1) 応援に要した経常経費及び軽微な機器の破損等の修理に要した経費は応援した側の負担とし、要請により特に調達した機器、資材等に係る経費は金員又は現物により応援を受けた側が負担する。
- (2) 応援活動が長時間にわたったために補給した燃料、機器、資材及び食料等に係る経費は、金員又は現物により応援を受けた側が負担する。
- (3) 応援活動中に発生した重大な機器の破損等の修理に要した経費は、その都度協議の上決定する。
- (4) 応援隊員が応援業務により負傷もしくは病気にかかり又は死亡した場合における災害補償は、応援した側の負担とする。ただし、災害地において行う応急処置の経費は、応援を受けた側の負担とする。
- (5) 応援隊員が応援業務活動中（応援を受ける側の現場最高指揮者の指揮下に入る前又は解散命令を受領した後に発生したものを除く。）に第三者に損害を与えた場合は、応援を受けた側がその賠償の責を負うものとする。
- (6) 応援を受けた側が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた側から要請があった場合には、応援した側は当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(資料の交換)

第8条 両町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(協定事項の疑問に対する協議)

4. 広域応援関連

第9条 前各条に定める事項に疑義を生じた場合又は定めのないものは、その都度両町協議の上決定するものとする。

附 則

1 この協定は、平成18年2月21日から実施する。

この協定の締結の証として本書を2通を作成し、各々協定者署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成18年2月21日

福島県大沼郡会津美里町

町 長	渡部 英敏
消防団長	鈴木 繁明

福島県双葉郡檜葉町

町 長	草野 孝
消防団長	山内 忠良

4. 広域応援関連

資料 4-3 消防相互応援協定書（6町2村）

消 防 相 互 応 援 協 定 書

（協定の目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、双葉郡内町村の長が、消防の相互応援に関し、次のとおり協定し、火災その他の災害が発生した場合において、双葉郡内町村相互の消防力を活用して、災害における被害軽減を図ることを目的とする。

（出動部隊の区分）

第2条 この協定により出動する消防隊は甲にあっては、双葉郡内町村消防団とする。

（応援の種類）

第3条 災害が発生した場合の相互応援は、次に掲げる区分によって出動させるものとする。

（1）普通応援

双葉郡内町村間に隣接する地域に発生した災害を覚知した場合に当該災害発生地の町村長又は消防団長の要請を待たずに出動する応援

（2）特別応援

双葉郡内町村のいずれかの区域内に大規模若しくは特殊な災害が発生し、又は前号の普通応援以外の応援を特に必要とする災害が発生した場合において当該災害発生地の町村長又は消防長の要請により出動する応援

（応援要請の方法）

第4条 援助の要請は、災害発生地の町村長又は消防団長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援側の町村長又は消防団長に対し行うものとする。

（1）災害の種別

（2）災害の発生場所

（3）所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別、員数

（4）応援隊受領場所

（5）その他必要事項

（応援部隊）

4. 広域応援関連

第5条 応援に出動する部隊は、普通応援については1隊、特別応援については原則として要請された隊数とする。

(指揮系統)

第6条 応援出動した部隊は、応援を受ける側の現場の最高指揮者の指揮に従うものとし、その指揮は、応援部隊の長に対して行うものとする。

(活動等の報告)

第7条 応援出動した部隊の長は、現場到着及び引き揚げの時刻並びに防災活動の状況を応援を受けた側の現場の最高指揮者に報告するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要した経費の負担は、法令その他別に定めるものを除くほか、次に定めるところによる。

- (1) 応援に要した経常経費及び軽微な機器の破損等の修理に要した経費は応援した側の負担とし、要請により特に調達した機器、資材等に係る経費は金員又は現物により応援を受けた側が負担する。
- (2) 応援活動が長時間に涉ったために補給した燃料、機器、資材及び食料等に係る経費は、金員又は現物により応援を受けた側が負担する。
- (3) 応援活動中に発生した重大な機器の破損等の修理に要した経費は、その都度協議の上、決定する。
- (4) 応援団員が、応援業務により、負傷若しくは病気にかかり又は死亡した場合における災害補償は、応援した側の負担とする。ただし、災害地において行う応急処置の経費は、応援を受けた側の負担とする。
- (5) 応援団員が、応援業務活動中（応援を受ける側の現場最高指揮者の指揮下に入る前又は解散命令を受領した後に発生したものを除く。）に第三者に損害を与えた場合は、応援を受けた側がその賠償の責を負うものとする。

(協定事項の疑問に対する協議)

第9条 この協定に定める事項に疑義を生じた場合又は定めのないものは、その都度双葉郡内町村長が協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成元年7月1日から実施する。
- 2 この協定以前の消防相互応援協定書は、廃止する。

4. 広域応援関連

この協定を証するため本書を8通を作成し、協定者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成元年7月1日

広野町大字下北迫字苗代替 35 番地

広野町長 松本 一郎

檜葉町大字北田字鐘突堂 5 番地の 6

檜葉町長 結城 定重

富岡町本町 1 丁目 1 番地

富岡町長 堀本 直

川内村大字上川内字早渡 11 の 24

川内村長 渡邊 尊之

大熊町大字下野上字大野 634 番地

大熊町長 志賀 秀朗

双葉町大字新山字前沖 28 番地

双葉町長 岩本 忠夫

浪江町大字権現堂字南深町 45 番地

浪江町長 叶 幸一

葛尾村大字落合 16 番地

葛尾村長 松本 允秀

4. 広域応援関連

資料 4-4 消防相互応援協定書（いわき市）

消 防 相 互 応 援 協 定 書

（協定の目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、いわき市（以下「甲」という。）と檜葉町（以下「乙」という。）の長が、消防の相互応援に関し、次のとおり協定し、火災その他の災害が発生した場合において、甲乙相互の消防力を活用して、災害における被害軽減を図ることを目的とする。

（出動部隊の区分）

第2条 この協定により出動する消防隊は甲にあっては、いわき市消防団とし、乙にあっては檜葉町消防団とする。

（応援の種類）

第3条 災害が発生した場合の相互応援は、次に掲げる区分によって出動させるものとする。

- （1）普通応援 甲及び乙の隣接する地域に発生した災害を覚知した場合に、当該災害発生地の管理者又は消防長の要請を待たずに出動する応援
- （2）特別応援 甲及び乙のいずれかの区域内に大規模若しくは特殊な災害が発生した場合において、当該災害発生地の管理者又は消防長の要請により出動する応援

（応援の方法）

第4条 援助の要請は災害発生地の管理者又は消防長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援災害発生地の管理者又は消防長に対し行うものとする。

- （1）災害の種別
- （2）災害の発生場所
- （3）所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別員数
- （4）応援隊受領場所
- （5）その他必要事項

（応援部隊）

4. 広域応援関連

第5条 応援に出動する部隊は、普通応援については1隊、特別応援については原則として要請された隊数とする。

(指揮系統)

第6条 応援出動した部隊は、応援を受ける側の現場の最高指揮者の指揮に従うものとし、その指揮は、応援部隊の長に対して行うものとする。

(活動等の報告)

第7条 応援出動した部隊の長は、現場到着及び引き揚げの時刻並びに防災活動の状況を応援を受けた側の現場の最高指揮者に報告するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要した経費の負担は、法令その他別に定めるものを除くほか、次に定めるところによる。

- (1) 応援に要した経常経費及び軽微な機器の破損等の修理に要した経費は応援した側の負担とし、要請により特に調達した機器、資材等に係る経費は金員又は現物により応援を受けた側が負担する。
- (2) 応援活動が長時間にわたったために補給した燃料、機器、資材及び食料等に係る経費は、金員又は現物により応援を受けた側が負担する。
- (3) 応援活動中に発生した重大な機器の破損等の修理に要した経費は、その都度協議の上、決定する。
- (4) 応援隊員が、応援業務により、負傷若しくは病気にかかり又は死亡した場合における災害補償は、応援した側の負担とする。ただし、災害地において行う応急措置の経費は、応援を受けた側の負担とする。
- (5) 応援隊員が、応援業務活動中（応援を受ける側の現場最高指揮者の指揮下に入る前又は解散命令を受領した後に発生したものを除く。）に第三者に損害を与えた場合は、応援を受けた側がその賠償の責を負うものとする。

(協定事項の疑問に対する協議)

第9条 前各条に定める事項に疑義を生じた場合又は定めのないものは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和61年4月1日から実施する。
- 2 消防相互応援協定書（昭和43年9月3日協定）は、廃止する。

4. 広域応援関連

この協定を証するため本書を2通を作成し、協定者記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

昭和61年4月1日

甲 いわき市長 田畑 金光

乙 檜葉町長 結城 定重

4. 広域応援関連

資料 4-5 自衛隊派遣要請先

(令和 4 年 3 月 31 日)

担当窓口	電 話	F A X	防 災 電 話
福島県相双地方振興局 県民環境部県民生活課	0244-26-1144	0244-26-1120	衛星系： 80-700-751(FAX 750) 地上系： 81-11-700-751(FAX 750)
福島県危機管理部災害対策課	024-521-7194	024-521-7920	衛星系： 80-200-2632・2633・2640 (FAX 5523・5524) 地上系： 81-11-200-2632・2633・2640 (FAX 5523・5524)
陸上自衛隊福島駐屯地	024-593-1212		

資料 4-6 ヘリコプター臨時離着陸場予定地

(令和 4 年 3 月 31 日)

名 称	所 在 地	面 積
檜葉町総合グラウンド	大字大谷字上ノ原 73-17	24,000 m ²
天神岬スポーツ公園	大字北田字天神原 1	9,375 m ²